**平成２７年（フ）第９１号**
神奈川県厚木市幸町６番３号　第一ハイツ101、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市水引１丁目３番５―608号
破産者　宮本　義雄
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第９２号**
神奈川県厚木市幸町６番３号　第一ハイツ101、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市水引１丁目３番５―608号
破産者　宮本　昭子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第５２号**
新潟県上越市大潟区渋柿浜798番地２
破産者　五十嵐敏晴
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２６年（フ）第３９００号**
大阪府寝屋川市日之出町15番20号
破産者　長谷川美栄子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４４９２号**
大阪府八尾市緑ケ丘５―53―１、前住所大阪市平野区加美東４丁目20番20―110号
破産者　木下　勝博
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５５４号**
三重県伊賀市ゆめが丘３丁目４番地の17、前住所三重県伊賀市平野東町89番地の２
破産者　伏屋　敦司
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８４７号**
大阪府東大阪市高井田元町１丁目２番36号ヴェリテ永和駅前102号室、開始決定時大阪府東大阪市長栄寺５番21号
破産者　吉田美惠子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３４３号**
大阪府岸和田市西之内町21番12号
破産者　立山　信輔
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０４０号**
大阪市西区江戸堀１丁目22番７―201号、前住所大阪府河内長野市美加の台５丁目８番６号
破産者　井原　　誠
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３０９３号**
大阪市東淀川区大桐２丁目７番16号　上新庄グランドハイツ北209号、住民票上の住所大阪市大正区平尾４丁目14番７号
破産者　山下　善幸
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３１８８号**
大阪府東大阪市出雲井本町３番25号３階東病棟322号室　医療法人枚岡病院、住民票上の住所大阪府東大阪市加納７丁目23番５―204号
破産者　梶本真由美
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４２３号**
兵庫県宝塚市中山五月台２―８―18、開始決定時の住所大阪府豊中市立花町３丁目10番１―310号
破産者　水谷　哲雄
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３４６号**
堺市北区金岡町1132番地12
破産者　植田　義弘
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第２６４号**
新潟市中央区美咲町１丁目９番46―404号、開始決定時の住所新潟市中央区西堀前通11番町1641番地
破産者　竹野　達也
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１９３号**
富山市婦中町西本郷357番地36
破産者　新本　光恵
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第９１号**
静岡市駿河区馬渕３丁目８番５―804号
破産者　三田村酒店こと　三田村有夏
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係